

「差止請求訴訟」及び「2018 年度に予定または実施している差止請求関係業務における具体的な取り組み」

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

現在取り組んでいる差止請求訴訟は・・・

●消火器リースの訪問販売会社である株式会社防災センターに対して、差止請求訴訟を起こしました。

この訴訟では、以下の契約条項や勧誘行為・チラシ上の表示に、消費者契約法・特定商取引法・景品表示法の問題があるとしています。

- *「社名が変わった」「前の会社から事業を引き継いだ」などと事実と異なることを告げ、一般家庭に不必要で高額な業務用消火器であることを説明せず 10 年のリース契約を結ばせるといった勧誘行為。
- *中途解約を認めず、やむを得ず解約する場合はリース料全額の支払いを求める・契約期間終了の 3 か月前までに申し出ないと自動更新となるなどの不当な契約条項の使用。
- *「全国一有利な料金」、「最高級ブランド品」「保守点検費用は全て無料」といった顧客を誤認させるチラシ上の表示。

その他の差止請求関係業務は・・・

●現在以下の事業者に対して、申入れを行っています

金融商品取引業者 外国為替証拠金取引約款において、相手方事業者の設備等の故障・誤作動による損害等について、故意または重過失の場合を除き免責する旨の条項が、消契法第 8 条 1 項 1 号、3 号に違反するとして改善を求めています。

ホテル業者 結婚披露宴規約における予約の取消料及び期日変更規定について、披露宴予定日の 365 日以前の取消料が「手配済みのものの実費及び予約金の 50%」、披露宴当日の取消料が「予約金全額及び最終見積り額の 100%」とする定めが、平均的損害を超え、消契法第 9 条に違反するとして改善を求めています。相手方事業者からは、規約改定を検討するとの回答を得ています。

損害保険会社 パンフレットにおける団体割引率の表示が、景表法第 5 条 2 号有利誤認表示にあたるとして改善を求めました。相手方事業者からは、但し書きを加筆・修正し、パンフレットの表現が分かり易くなるよう改善するとの回答を得ています。